

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第48号）（建設局みどり政策推進室）

緑化事業の推進及び都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の管理に必要な資金として寄付を受納したので、これを篤志緑化・公園管理基金に積み立てるため、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第48号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項中「67, 753, 932」を「76, 453, 932」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)